

いじめ防止基本方針

恵那市立岩邑小学校

恵那市立岩邑小学校いじめ防止基本方針

平成29年4月1日施行

令和3年4月5日改訂

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 いじめ防止対策推進法：第2条

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」、
- ・「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち
- ・「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いのもと、
- ・「いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである」という認識で、防止等にあたる。

(3) 学校及び学校職員の責務

いじめがない学校、すべての児童が安心して学習をはじめすべての教育活動に取り組むことができるよう、保護者や他の関係者、諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に之に対処し、再発防止に努める。

(4) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己存在感を与える
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等について、「道徳の時間」や学級活動の時間を活用して、具体的な事案を通して指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会や生徒会が計画・運営する児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、年4回のアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で各学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーの役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするために、管理職や生徒指導主事、教育相談コーディネーターを中心に校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側とともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込みず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめ防止対策推進法：第22条)

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止・対策会議」の設置

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、「校内いじめ防止・対策委員会」を設置する。また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・教育相談コーディネーター・特別支援コーディネーター・養護教諭・(スクールカウンセラー)

〈活動〉

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること（研修・授業・集会等）
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響や人格を否定することであることの理解を深めること

〈開催〉

週1回を定例会として、いじめ事案発生時は緊急開催する。

(2) いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防ぐため、いじめを受けた児童・保護者に対してカウンセリング等の支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けるための措置が必要と認められる場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室登校や学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間の人間関係を悪化させないよう、いじめに係る情報を関係者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、恵那市教育委員会および恵那警察署と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間の欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

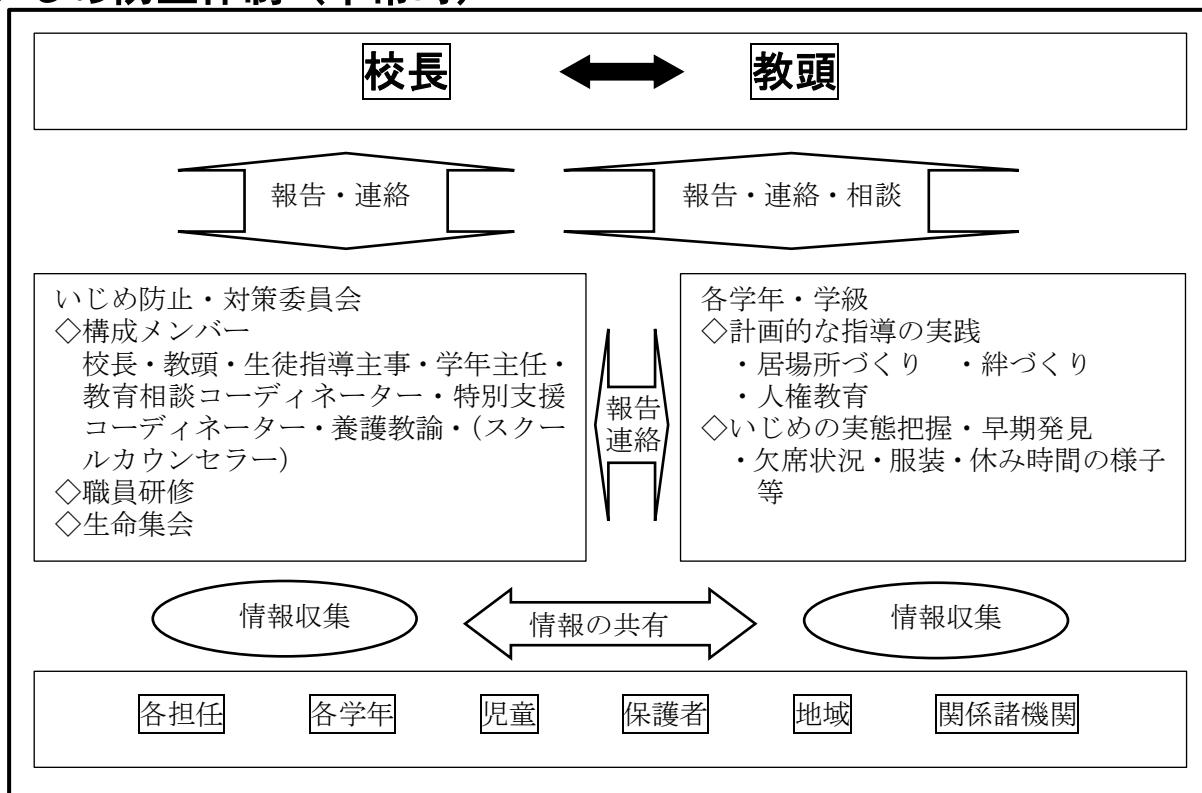
- ・重大事態が発生した旨を、恵那市教育委員会学校教育課主幹に速やかに報告する。
- ・教育委員会との協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・上記調査結果についていじめを受けた児童及び情報提供のあった児童の個人情報に配慮した上で、事実を保護者に公表する。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

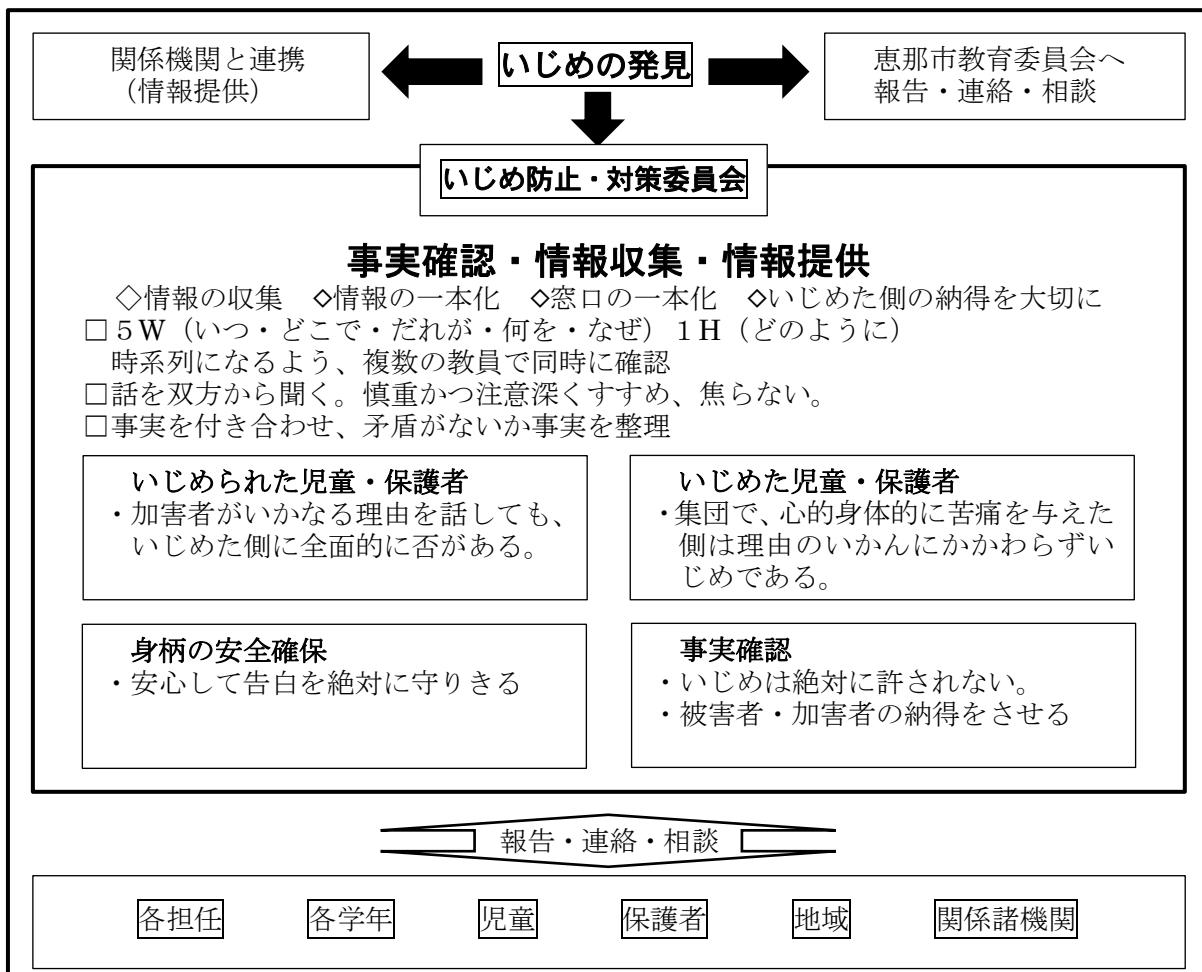
月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議において「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の確認 ・PTA総会・学校評議員会等での「方針」の説明 ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・各教職員によるいじめの報告（以下「いじめ報告」） ・「いじめ防止・対策委員会」の実施（以下「委員会」） <p>※各事案における指導・対応について検討し、職員に周知・啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正した「方針」をWebページに掲載 ・連休中の指導
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども研による情報共有 ・ハイパーQUの実施 ・いじめ報告と「校内委員会」の実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・つながりアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・いじめ未然防止に向けた全校集会・学年集会（児童会主催によるいじめ防止の取組について） ・情報モラル講習会（保護者、児童対象） ・いじめ報告と「委員会」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・つながりアンケート、教育相談実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・いじめ報告と「委員会」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会・人権研修会） ・子ども研による情報共有 ・「校内委員会」の実施（1学期の取組の評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・Webページ等による取組経過等の報告 ・いじめ報告と「委員会」の実施 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・人権集会と取組（ひびきあいの日の事前指導） ・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・学校評議員会（いじめ対策についての中間報告） ・いじめ報告と「委員会」の実施 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・保護者との個別懇談 ・いじめ報告と「委員会」の実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」（児童会活動としていじめ防止対策の発表） ・子ども研による情報共有 ・つながりアンケート（記名式）の実施、教育相談 ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・いじめ報告と「委員会」の実施（取組についての中間交流） 	<ul style="list-style-type: none"> ・つながりアンケート、教育相談実施 ・冬季休業中の指導 ・第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・いじめ報告と「委員会」の実施 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・つながりアンケート（記名式）の実施、教育相談 ・児童会の取組のまとめ ・学校評議員会（本年度のいじめ対策についての報告） ・いじめ報告と「委員会」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・つながりアンケート、教育相談実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「教職員の取組評価アンケート」 ※1年間の評価 ・子ども研による情報共有 ・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・いじめ報告と「委員会」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回県いじめ調査（国の調査を兼ねる） ・次年度への引き継ぎ ・春季休業中の指導

6 いじめ問題発生時の対応

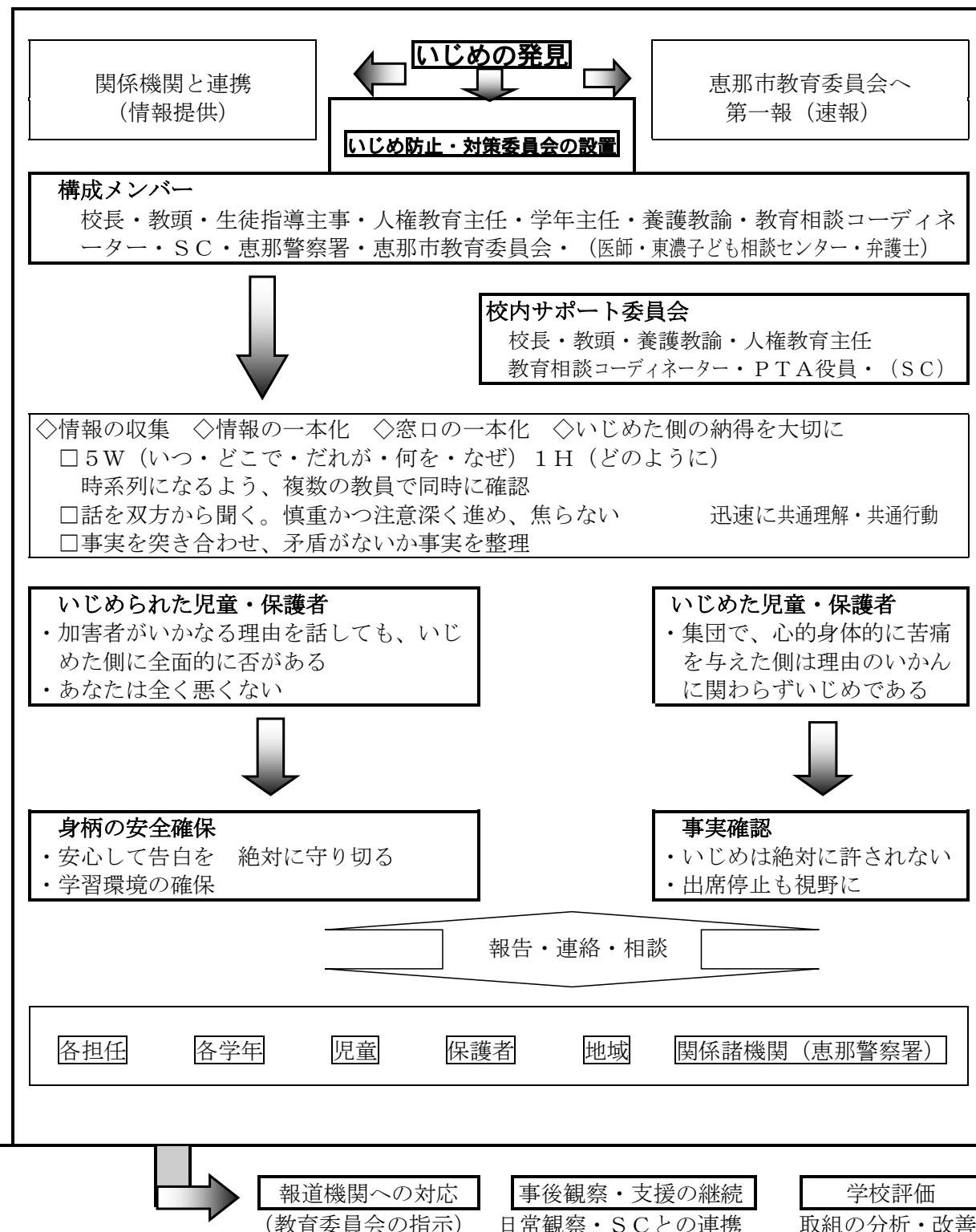
いじめ防止体制（平常時）



いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめ防止体制（重大事態発生時）



校内サポート委員会 一般児童等へのメンタルヘルス・ケア
マスコミへの依頼 (PTAから)

PTAの動き

- ① PTA会長が緊急役員会の指示
- ② 役員に時間の連絡 (教頭)
- ③ 臨時PTA総会の日程
- ④ PTA会長自筆の「取材自粛要請」を発する
- ⑤ 登校時、マスコミから守り児童の心に傷を残さない登校支援体制
- ⑥ 臨時全校集会の立ち方
- ⑦ 臨時PTA総会の立ち方

7 いじめ解消の定義

- ・いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が、3ヶ月を目安として期間継続していることをいう。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ・いじめが解消されているかどうかを判断する時点において、いじめを受けていた児童及びその保護者が、その行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談により確認する。

8 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

9 個人情報等の取り扱い

個人調査（アンケート等）について

- ・いじめに関するアンケートは、いじめ問題が重大事態に発展した場合に、調査組織の重要資料となることを鑑み、児童が卒業するまでの6年間保存する。
- ・アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年とする。